

**1. 案件名（国名）**

国名：キルギス

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

**2. 事業の背景と必要性**

## (1) 当該国における人材育成の現状と課題

キルギスにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

## (2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけ

## 1) 公共政策

キルギス国家開発計画(CDS)では開発優先分野の1つに汚職対策が掲げられており、その具体策として国家・地方公務員の能力向上が含まれていることから、そのための支援として本事業が位置づけられる。

## 2) 経済

キルギスは経済面では、中央アジア・コーカサス地域でいち早く市場経済へ移行したが、安定した経済成長を成し遂げるために、先進国の経済に関する知識の習得を急いでいる。そのための支援として本事業が位置づけられる。

## 3) 農業政策

農業は、キルギスの主要産業であり、農業における政策立案を実行できる人材を育成することは、同国の産業発展に資することから、そのための支援として本事業が位置づけられる。

## (3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

## 1) 公共政策

国別援助計画では市場経済化に基づく経済成長を通じた貧困削減促進を掲げており、援助重点分野として「市場経済化に資する人材育成」が設定されている。このなかで市場経済化に対応した行政を担えるだけの経験・能力が公務員に不足している、と指摘されている。

## 2) 経済

国別援助計画では市場経済化に基づく経済成長を通じた貧困削減促進を掲げており、キルギスが自立した経済を有する国となるためには、何よりも同国の脆弱な経済を強化するような支援が必要であるとしている。

## 3) 農業政策

国別援助計画では援助重点分野として「農業発展」を掲げているが、インフラ面での支援に加え、農業分野法制度整備など、ソフト・インフラの改善のための包括的な施策のための協力を行なう、としている。

- (4) 他の援助機関の対応  
特になし

### 3. 事業概要

- (1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、キルギスの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし

- (3) 事業概要

本事業は、中央政府の公務員等を対象に最大 15 名の留学生在が、我が国大学院において、キルギスにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

- (4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.49 億円（概算協力額（日本側）：2.49 億円、キルギス側：0 円）

- (5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2009 年 6 月～2014 年 12 月を予定（計 67 ヶ月）

- (6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、キルギスにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者（教育省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA 在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

- (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

- 1) 環境社会配慮：該当なし

① カテゴリ分類

② 影響と緩和・軽減策

- 2) 貧困削減促進：該当なし

- 3) ジェンダー：該当なし

- (8) 他援助機関等との連携・役割分担

該当なし

- (9) その他特記事項

該当なし

### 4. 外部条件・リスクコントロール

- (1) 事業実施のための前提条件

特になし。

- (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① キルギス政府の人材育成に対する政策が変更されない。

② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

③ 留学生が帰国後、日本で学んだ知識を活用できる職場に配属される。

### 5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

該当なし

## 6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

### (1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、キルギスにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画および同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 公務員等を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

### (2) 有効性

#### 1) 定量的効果

指標名	基準値 (2009 年)	目標値 (2015 年)
留学する学生数	0 人	15 人
留学生の学位取得率	0%	100%
帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率	0%	90%

#### 2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とキルギスとの友好関係の基盤が強化される。

## 7. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

### (2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 6. (2) 1) に記載の目標年

以 上